

○根室市企業立地促進条例

令和4年12月16日条例第21号

根室市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内に事業所等を新設、又は増設する者に対し、助成の措置及び課税の免除を行うことにより、もって本市産業の振興及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 次に掲げるもので、別表1で定める業種に属する事業を行う施設をいう。
 - ア 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
 - イ 情報サービス業関連施設 情報の処理、提供などのサービスを行う施設をいう。
 - ウ 試験研究施設 高度な技術を製品・サービスの開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。
 - エ 宿泊施設 主として短期間宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所で旅館・ホテルをいう。
 - オ 飲食施設 主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる施設をいう。
 - カ 物流施設 物流関連事業者が自ら使用する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う施設をいう。
 - キ コールセンター コンピュータと通信回線を用いて、顧客に対して受信又は発信する業務を行い、その業務により得られるデータを蓄積し、又は加工したものを提供する事業の施設又は設備をいう。
- (2) 新設 市内に事業所等を有しない者が新たに事業所等を設置することをいう。
- (3) 増設 市内に事業所等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として、新たに事業所等を設置し、又は事業所等を増築し、若しくは移転することをいう。
- (4) 投資額 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得価額をいう。

- (5) 雇用増 事業所等の新設の場合には、その雇用者数（日々雇い入れる者を除く。以下この号において同じ。）をいい、事業所等の増設の場合にあっては、当該事業所等の増設に伴い増加する雇用者数をいう。
- (6) 固定資産税等 根室市税条例（昭和33年根室市条例第1号）に基づき、市が事業所等に課する固定資産税及び都市計画税をいう。
- (7) 課税免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき課税を免除することをいう。
- (8) 固定資産税等に係る基準年度 新設又は増設をした事業所等が操業を開始した日の属する年の翌年（事業所等の操業日が1月1日である場合は、その日の属する年）の1月1日（以下「基準日」という。）を賦課期日とする固定資産税等を課されることとなる年度をいう。

（助成の措置又は課税の免除の対象者）

第3条 この条例による助成の措置及び課税の免除（以下「課税の免除等」という。）は、事業所等であって公害を防止するための適切な措置が講ぜられているものを新設し、又は増設しようとする市税を滞納していない者のうち、その立地が第1条の目的の達成に寄与するものと市長が認め、指定した者に対して行う。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（助成の措置）

第4条 市長は、前条の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という）に対し、別表2で定める基準により、次の各号に掲げる補助金を予算の範囲内で交付する。

- (1) 投資額を基準とする助成
- (2) 雇用増を基準とする助成
- (3) コールセンター設置に係る助成

2 前項の補助金額は、別表2の対象業種毎に定める。

3 指定事業者が第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（課税の免除）

第5条 市長は、指定事業者が基準日において所有している事業所の新設又は増設をするために取得した土地、家屋及び償却資産（以下「固定資産」という。）に関し、次の各

号の区分に応じ、課税免除を行う。

- (1) 事業所等の新設又は増設に伴う当該固定資産に係る固定資産税等
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項に規定する承認地域経済牽引事業者を対象として、市内における承認地域経済牽引事業のための施設に係る固定資産税等

2 前項の規定による課税免除は、別表2の区分毎に定める。

3 第1項の規定による措置は、固定資産税等に係る基準年度以後5年間課税を免除する。

4 指定事業者が第1項の規定により課税免除を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(措置の承継)

第6条 第4条の規定により、助成の措置を行うまでの間に、相続、合併、分割又は事業の譲渡により、指定事業者に係る事業所等の承継があったときには、当該承継人に対し、同条の助成の措置を行うものとする。

2 前項の承継人は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(指定及び課税の免除等の取消し等)

第7条 市長は、指定事業者（前条第1項の承継人を含む。以下同じ。）又は課税の免除等の決定を受けた者若しくは課税の免除等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定又は決定を取り消すことができる。

- (1) 課税の免除又は助成の措置の対象要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、課税の免除等を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 課税の免除等の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 課税の免除を受けた年度の初日又は補助金の交付を受けた日の属する事業年度から3事業年度までの間に当該操業等を休止し、又は廃止したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。
- (5) 課税の免除を受けた年度又は補助金の交付を受けた日の属する事業年度に市税、水道料金、下水道料金を滞納したとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

2 市長は、前項第1号から第4号本文又は第5号から第7号までのいずれかに該当して、課税の免除又は補助金の交付の決定を取り消された者が既に課税の免除又は補助金の交付を受けているときは、その者に対し、既に行った課税の免除に相当する額の全部若しくは一部を納付させ、又は当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(報告及び調査)

第8条 市長は指定事業者に対し、操業等及び雇用の状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

事業所等の対象施設及び業種

対象施設	対象業種	対象業種の内訳
工場	製造業	食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 (たばこ製造業を除く) 繊維工業 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業

		<p>プラスチック製品製造業</p> <p>ゴム製品製造業</p> <p>なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>窯業・土石製品製造業</p> <p>鉄鋼業</p> <p>非鉄金属製造業</p> <p>金属製品製造業</p> <p>はん用機械器具製造業</p> <p>生産用機械器具製造業</p> <p>業務用機械器具製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>電気機械器具製造業</p> <p>情報通信機械器具製造業</p> <p>輸送用機械器具製造業</p> <p>その他の製造業</p>
情報サービス業関連施設	情報通信業	情報サービス業のうちソフトウェア業、情報処理提供サービス業、インターネット付随サービス業
試験研究施設	学術研究	学術・開発研究機関のうち自然科学研究所

宿泊施設	宿泊業	宿泊業のうち旅館、ホテル
飲食施設	飲食サービス業	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
物流施設	運輸業	倉庫業 運輸に附帯するサービス業
	卸売業	各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業
コールセンター	サービス業	その他の事業サービス業のうちコールセンター業

別表2 (第4条及び第5条関係)

種別	区分	対象施設	対象業種 (別表1に定める業種)	対象要件	助成内容	
					助成額	限度額
投資額を基準	1	工場	製造業	事業所等の新規設に係る投資額が2,500万円以	投資額の5%以内	1億円
	2	情報サー	情報通信業			

とす る助 成	号	ビス業 関連施設		上、かつ雇用増 が3人以上ある 場合。		
	3 号	試験研究 施設	学術研究			
	4 号	宿泊施設	宿泊業（旅 館・ホテ ル）※1			
	5 号	物流施設	運輸業、卸 売業			
雇 用 増 を 基 準 と す る助 成	6 号	第1号から第5号まで 及び第7号の対象施 設、対象業種	第1号から第5 号まで及び7号 の対象要件をそ れぞれ満たして いる場合。（市 外から転入の従 業員で家族を有 する場合）	常時雇用す る従業員で 引き続き1 年間市内に 居住する者 1人当たり 50万円	年間 1,000万円 （3年間合 計3,000万 円）	
			第1号から第5 号まで及び7号 の対象要件をそ れぞれ満たして いる場合。（市 外から転入の従 業員で単身者の 場合）	常時雇用す る従業員で 引き続き1 年間市内に 居住する者 1人当たり 40万円		

				第1号から第5号まで及び7号の対象要件をそれぞれ満たしている場合。(市内在住の従業員で事業所内の配置転換を除く)	常時雇用する従業員で引き続き1年間市内に居住する者 1人当たり 30万円	
コールセンター設置に係る助成	7号	コールセンター	コールセンター業	雇用増が15人以上ある場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の賃借料の1/2以内 (年間500万円上限) ・通信回線使用料の1/2以内 (年間500万円上限) 	年間 1,000万円 (3年間合計3,000万円)
固定資産税等の課税免除	8号	第1号から第5号までの対象施設及び飲食施設に係る土地、家屋及び償却資産		第1号から第5号までの対象要件をそれぞれ満たしている場合。		5年間
	9号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する		左欄に掲げる施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関		5年間

	<p>法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域経済牽引事業に関する計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「地域経済牽引事業計画」という。）に従い、当該承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）における促進区域（以下「同意促進区域」という。）において法第2条第1項に規定する地経済牽引事業のための施設</p>	<p>する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの（以下「対象施設」という。）を当該同意を得た日から起算して5年以内に同意促進区域内に設置した事業者（法第25条に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋及び構築物（以下「適用設備」という。）並びにこれらの敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該適用設備の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に課する固定資産税等</p>	
--	---	---	--

備考 施設の投資を行う事業者と経営を行う事業者が別な場合は、別表2に掲げる対象要件は経営を行う事業者において満たす必要があるものとし、指定の申請においては投資を行う事業者、経営を行う事業者において実施するもの。